住所　千葉県八街市文違297番地7
徐政義　昭和22年10月1日生
住所　千葉市中央区宮崎町235番地1
韓聖子　昭和31年12月19日生
住所　千葉県八街市八街ほ973番地22
ジェシカ・フランチェスカ・ゴンザレス・メディーナ　昭和61年10月5日生
住所　東京都中野区中野6丁目14番10―404号
劉鮨然　昭和56年9月15日生
住所　東京都江戸川区臨海町2丁目2番8―1310号
鄭永傑　昭和45年3月11日生
住所　東京都杉並区高円寺北3丁目12番4号
姜明寛　昭和53年12月4日生
住所　東京都品川区大井2丁目27番2号
金昌範　昭和55年7月21日生
住所　東京都中野区若宮2丁目46番11号
李龍輔　昭和59年3月19日生
住所　熊本市中央区渡鹿6丁目1番45―313号
髙福泰　昭和54年6月2日生
住所　東京都練馬区旭町1丁目33番22―222号
蔵麗彬　昭和57年5月20日生
住所　東京都世田谷区祖師谷5丁目47番5号
湯斌　昭和49年5月17日生
住所　東京都江東区大島8丁目28番24―1008号
朱同昭　平成元年8月7日生

○外務省告示第百八十五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十四年五月九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十四年五月二十四日

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成24年5月9日	2009年11月30日	TK0575275

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百八十六号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十四年五月十日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十四年五月二十四日

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成24年5月10日	2009年10月7日	TK0360976

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百八十三号

昭和五十五年十二月二十二日に東京で作成された「東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定」の有効期間は、その第二十四条の規定に従い、平成二十四年五月二十五日から五年間延長される。

（平成二十四年五月八日付け東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター事務局長書簡）

平成二十四年五月二十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百八十四号

平成二十四年五月十四日にイスラマバードで、国立民俗文化遺産研究所視聴覚機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国立民俗文化遺産研究所視聴覚機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　四千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年八月三十一日まで
4　署名者

日本側	大江博在パキスタン大使
パキスタン側	ワッカール・マスード・カーン経済・統計省経済担当次官

平成二十四年五月二十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第千四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県北安曇郡小谷村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小谷村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曽郡南木曽町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡泰阜村四七四九、四七五一の一、四七五一の二、四七五三、四七五四の一、四七五四の二、五一四五、五一四六、五一六三の一、五一六三の三から五一六三の五まで、五一六三の七、五一六三の八、五一七七の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
泰阜村四七四九、五一六三の五、五一七七の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県駒ヶ根市・大町市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備